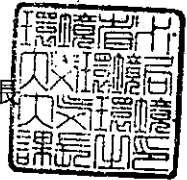




環水大大発第 120717001 号  
平成 24 年 7 月 17 日

各 { 都道府県  
政令市 } 大気環境主管部 (局) 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



#### 特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについて

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。  
大気汚染防止法に規定されている特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱い  
につきましては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に  
おいて原則として湿潤化し手作業で取り外すこと等が規定されています。

しかし、手作業で取り外した特定建築材料以外の石綿含有建材をフレキシブル  
コンテナバックに入れるために破砕していることが見受けられ、石綿を飛散  
させていることが懸念されています。石綿の飛散防止のため、取り外した石綿  
含有成形板等は、壊さずに廃棄すること、またサイズが大きく運送などに当た  
り、やむを得ず切断等する場合には、十分湿潤化し石綿の飛散を防止すること  
などの取り扱いが必要です。

貴職におかれましては関係部局、労働基準監督署と連携し管下自治体及び建  
築物解体業や産業廃棄物処理業等の関係団体に、特定建築材料以外の石綿含有  
建材を破砕する等により石綿を飛散させないよう周知していただきますようお  
願い申し上げます。

なお、厚生労働省において別添のとおり特定建築材料以外の石綿含有建材の  
取扱いについてパンフレット ([http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudo\\_u/sekimen/pamph/index.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudo_u/sekimen/pamph/index.html)) が作成されており、こちらを業務の参考として  
ご活用ください。